

精華町子どもの読書環境整備5か年計画（第四次）

令和2年4月

精華町教育委員会

はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもの読書習慣は乳幼児期から始まるとされており、15歳までに読書習慣を身に付けることが子どもにとってきわめて重要な意味を持つといえます。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動推進に関する基本理念と国や地方公共団体の責務、事業者の努力や保護者の役割などが明らかにされました。これを受けて、国は、平成14年8月に「子どもの読書に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、第四次基本計画（平成30年～令和4年）に基づいた取組が進められています。また、京都府でも、平成16年3月に「京都府子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、第四次推進計画（令和2年～令和6年）による取組が予定されています。

精華町においても、平成18年度に「読書で描こう せいか未来図～精華町子どもの読書活動推進計画～」を制定し、平成19年度からは「精華町子どもの読書環境整備計画（以下、「整備計画」という。）」に基づき、子どもの読書環境づくりに積極的に取り組んできました。

一方、子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化として、障害の有無にかかわらず全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を実現するという理念のもと、令和元年6月に施行された「視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」では、国や地方自治体の責務と役割が明らかにされ、各図書館に対応する体制の整備が求められました。また、学校図書館においては、平成26年の「学校図書館法」の改正、平成29年度の学習指導要領等の改訂により、読書環境の充実と、児童生徒の自主的・自発的な読書活動の促進など、子どもの読書環境に関する法整備が進められました。

こうした計画等に基づいた取組により、全国の図書館での子どもへの年間貸出冊数の増加や1人あたりの貸出冊数の増加などの成果が見られるようになりました。

本町においても、町立図書館では、児童書の充実や子どもの読書活動を促す取組、学校・保育所など子どもに関わる施設への支援など、学校図書館では、学校図書館司書の配置や資料の充実など、保育所や子育て支援センターなどの各施設では、絵本コーナーの充実、読み聞かせの増加など、子どもたちが読書に親しむ機会が増え、読書環境の整備が前進しました。

しかし、文部科学省による平成31年度の「全国学力・学習状況調査」によると、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」の設問に、「全くしない」と答えた精華町の小学生は16.2%（全国平均18.7%）、中学生は32.6%（全国平均34.8%）となっており、まだまだ読書を日常的に行わない子どもが多いという実態が明らかになっています。

今後、これらの状況と情勢の変化、情報通信手段の多様化などを踏まえ、子どもたちの読書環境の整備を積極的に推進していくために、第四次整備計画を策定します。

1 検討の経過

子どもの読書環境整備の進捗状況については、定期的に「学校図書部会」と「地域・家庭部会」をそれぞれ開催し、現場から活動状況や成果などの報告を受け確認をするとともに、それをもとに子どもの読書活動に関わる委員で構成する「精華町子どもの読書環境づくり推進協議会」を開催して、今後の課題や活動の方向を検討しました。

2 第三次整備計画における成果と課題

(1) 学校図書部会の成果と課題

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものですが、近年、テレビ、スマートフォン、インターネットなどの様々な情報メディアが発達・普及し子どもの生活環境が大きく変化したことから、子どもの読書離れが指摘されています。

そのため、平成27年度に策定した第三次整備計画に基づき、子どもたちの生きる力の基本となる言語力や読書力を向上させるよう、学校図書館の整備を進め、読書活動をはじめとする図書館教育を、学校教育活動全体を通じて充実させるように努めてきました。各小中学校ではそれぞれ工夫をしながら、朝読書や読み聞かせ、子どもたちによる選書など、子どもと読書を結びつける活動を実施し、また、学校図書館を活用した授業を展開するなど、読書への関心を高める様々な取組を行ってきました。

文部科学省が示す公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めた学校図書館標準冊数の達成率は格段に伸び、蔵書の充実を図ることができたと考えています。

	平成26年度末		平成30年度末
小学校	77.7%		95.9%
中学校	83.8%		105.3%

また、同省の平成31年度の「全国学力・学習状況調査」で、精華町の小学生の73%、中学生の70%が「読書が好き」または「どちらかといえば好き」と答えています。読書力の向上を進める上では、「好き」または「どちらかといえば好き」と答えなかった子どもたちへの関わりが重要であると思われます。

子どもたちの読書への関心が高まったことで、児童生徒の学校図書館における自主的な活動が活発化し、子ども同士のコミュニケーションも増え、また、貸出期間を守るようになったり紛失件数が減少するなど図書に対するマナーが向上してきたことは、学校生活全体において態度や礼儀が良くなったことにもつながっています。

学校では、児童生徒だけの活動にとどまらず、保護者による学校図書館活動への支援やボランティア団体の協力のもと、読み聞かせなどの活動を実施してきましたが、今後も一層連携を深め、これまでの取組を継続しながら拡充し、子どもたちの読書への関心を低下

させることなく、さらに向上させるように、家庭での取組も実施していくなど、学校と保護者が一体となって読書活動を推進していくことが必要です。

(2) 地域・家庭部会の成果と課題

地域・家庭部会の各関係施設・機関では、主に就学前の子どもたちの読書推進を図るため、それぞれの環境や状況に応じて積極的に取組を行ってきました。これまでの第一次から第三次までの整備計画の取組を通して、子どもの読書環境の整備は着実に進んでいます。

子育て支援センターや幼稚園・保育所では、全施設で絵本コーナーが設置され、9施設中6施設で貸出を行っています。職員による日常での読み聞かせが活発に行われ、保護者やボランティア団体と連携した読み聞かせも盛んに行うだけでなく、「園だより」や園内掲示などでおすすめ本を紹介したり、絵本を大切に扱うよう呼びかけるなど、児童や保護者に向けた啓発を行いました。取組を進める中で、京都府立南陽高等学校図書クラブとの修理を通じた交流や、精華中学校を中心に活動するシニアスクールのメンバーによる読み聞かせなどといった新たな連携も生まれています。

保健センターでは、絵本コーナーを設置し、乳幼児の健康診査の待ち時間などに利用してもらっています。また、9割以上の乳児が受診する9～10カ月児健康診査の際に、図書館職員による絵本の読み聞かせや図書館の利用案内、おすすめ絵本を紹介したパンフレット『赤ちゃん和絵本』の配布などをメニューとした「ブックスタート」を実施しており、子どもには初めて本に接する機会、保護者には図書館を知ってもらい、絵本の大切さに気付いてもらう機会となっています。その他、各種教室や相談事業などでも、絵本の読み聞かせや紹介を行っています。

各学校の放課後児童クラブでは、子どもたちが読書を楽しむ時間を持てるよう児童書コーナーを設置し、職員やボランティアによる読み聞かせを行うとともに、町立図書館の団体貸出を利用して、図書資料の充実を図るなど環境整備に取り組んでいます。

町立図書館では、「おはなし会」や子育て支援センター・読書ボランティアとの「子どもと本に関する連携事業」なども継続しながら、平成27年4月からは「赤ちゃんタイム」を本格実施するなど、読書の楽しさを体験できる機会を幅広く提供しています。また、放課後児童クラブへの団体貸出のほか、定期的にリユース本を提供しています。おすすめ本の紹介パンフレットとしては、これまでの『赤ちゃん和絵本』『小学生のよもよも低学年向け』に加えて、新たに平成28年度に『小学生のよもよも中学年向け』、令和元年度に未就学児を対象とした『幼い子のよもよも』を作成し、館内などで配布し、特設コーナーを設けています。

このような活動を推進するために、魅力的な資料収集に努める一方、開館から15年以上が経過し、傷んだり古くなった資料を除籍して補充を行うなど、資料整備を進めています。町立図書館の児童書数は平成26年度の54,802冊から平成30年度には58,586冊となりました。児童書の年間貸出冊数については、図書館全体としての貸出冊数

が減少する中、平成26年度の153,533冊から平成30年度は140,705冊となりましたが、1日平均貸出点数では平成28年度以降は微減にとどまっています。学校図書館や保育所・幼稚園などにおける子どもの読書環境の整備が進み、徐々に図書館利用が減っていると推測していますが、貸出推進事業として、旬のテーマをとらえた資料展示や、新規のおすすめ本パンフレットの発行などが利用促進につながり、大幅な利用減少は免れたと考えられます。

	平成26年度		平成30年度
児童書数	54,802冊		58,586冊
児童書の年間貸出冊数	153,533冊		140,705冊

また、児童書などを放課後児童クラブなどへ貸し出す団体貸出の年間貸出冊数が平成26年度の24,574冊から平成30年度の18,706冊へ減少しています。貸出数と同じく、各施設の資料整備が進んだことによると考えられる一方、団体貸出によって普段施設にない本を読むことを喜ぶ児童の姿があるとの報告を受けており、今後も各施設と連携して取り組みたいと考えています。

近隣の同規模人口（3万人以上）の町立図書館と比較すると、児童書数、児童書貸出冊数、団体貸出冊数で平均値を上回り、本町が活動の面で充実していることがわかります。

平成30年度実績比較	児童書数	児童書貸出冊数	団体貸出冊数
精華町立図書館	58,586冊	140,705冊	18,706冊
7町立図書館の平均値	49,703冊	114,039冊	6,597冊

今後はこれまでの活動を継続しながら、さらに子どもの身近に本がある環境を整備するため、読み聞かせやおすすめ本の紹介などとともに、保護者への読書普及・啓発活動をしていく必要があります。また、令和元年6月に、「読書バリアフリー法」が成立したことも鑑み、バリアフリー絵本などの積極的な収集や周知、児童サービスにおける障害者サービスを意識した取組を検討していくことも重要です。

＜ボランティア団体の活動＞

精華町内では、図書館や小学校など公共施設のほか、幼稚園や地域の集会所で読み聞かせなどの活動を行うボランティア団体は9団体あり、延べ140名が活動しています。各団体の活動をまとめると、小学校や保育所・幼稚園等と連携した取り組みも含め、毎月の定期的な活動は40回を超え、第三次整備計画における成果に大きく影響したものと考えられます。今後も、これらの活動を維持し、拡大できるよう、各関係施設・機関はボランティア団体との連携を深める必要があります。

3 第四次整備計画の基本方針

第四次整備計画では、以下の3点を基本方針として掲げ、学校・地域・家庭の三者が相互に連携し、社会全体で読書活動の推進に取り組んでいきます。

- 町内の学校、関係施設・機関においては、今後、第四次計画に基づき、それぞれの年次計画を作成する中で、計画的に様々な環境整備活動に取り組み、読書活動のさらなる充実と発展を目指していきます。
- 学校においては、学校図書館を活かした教育活動を推進させ、町立図書館との連携を図りながら学校図書館の運営を活性化し、保護者や地域の方々による学校図書館活動への支援を得ながら、子どもの読書への関心をさらに高めるように努めます。
- 町立図書館においては、児童書の充実や行事の開催など、子どもの読書活動推進のための取組を行いながら、学校、地域、ボランティアとの連携・協力を促進し、子どもと保護者が家庭読書を進めるための環境づくりに努めます。

4 第四次整備計画の方策

(1) 学校図書部会の方策

ア 学校における整備計画の推進の基本的な考え方

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることを再認識し、学校図書館を充実させ、学校図書館の積極的・計画的な活用を進めていくとともに、読書への関心を高めながら、情報活用能力や豊かな人間性を育む読書指導を推進していくために、各種の事業に取り組んでいきます。

イ 学校における具体的な方策

○ 学校図書館を活かした教育活動

- ・豊かな情操と読解力、情報活用能力を養い、豊かな人間性を育む読書指導を推進していきます。
- ・学習情報センター、読書センターとしての機能を整備し、計画的・有効的な活用を推進します。
- ・朝読書を推進し、児童生徒の読書意欲を向上させていきます。
- ・学校図書館の有効な活用方法や読み聞かせ技術などの校内研修会を実施し、教職員の指導力のさらなる向上に努めます。
- ・学習指導要領のねらいに即した図書館利用を計画します。

○ 学校図書館の運営充実

- ・司書教諭をはじめ学校図書館司書、図書ボランティアなどと連携しながら、開かれた学校図書館を目指します。
- ・朝読書、読書週間の取組や配架の工夫、広報活動など、利用しやすい学校図書館の環境整備に努めます。
- ・開館時間を創意工夫し、利用しやすい学校図書館を目指します。
- ・「図書だより」で児童生徒が読んだ本を紹介するなど、読書意欲を向上させる事業を展開していきます。
- ・児童生徒の自主的な図書活動を支援し、推進していきます。
- ・人のいる温かい学校図書館を目指し、学校図書館司書配置の拡充に努めます。

○ 図書資料の整備

- ・定期的な除籍により既存図書の整理を行いながら、図書の新規購入を進め、より新鮮な学校図書館を目指します。
- ・学校図書館を利用した授業の充実と利用頻度の向上を目指します。
- ・児童生徒の実態にあった図書を購入し、蔵書をさらに充実させていきます。

○ 図書ボランティアとの連携促進

- ・保護者や地域との連携を深め、図書ボランティアの活動を活性化させ、読み聞かせやブックトークなど各種の取組を継続していきます。
- ・利用しやすい学校図書館を維持するため、図書整理や貸出補助などを図書ボランティアと協働して実施していきます。
- ・町立図書館とも連携し、図書ボランティアとの協働の活性化に努めていきます。

○ ネットワークの整備

- ・児童生徒や教職員のニーズに応じ、図書資料を有効に活用するため、目録データベースのデータ更新に努め、資料検索や貸出・返却作業を効率的に行います。

(2) 地域・家庭部会の方策

ア 地域・家庭などにおける整備計画の推進の基本的な考え方

地域や家庭での読書は、子どもの言葉の獲得や豊かな心を育てる上で重要な意味を持っています。そのために、子どもが関わる機関・施設、保育所や幼稚園でそれぞれが特色ある取組を行うとともに、町立図書館が各施設と連携して協力・支援を行って、読書環境づくりをしていくことが大切です。また、ボランティアとも協働し、地域全体で活動を活発にしていくことが必要です。

イ 地域・家庭などにおける具体的な方策

○ 保健予防事業における読書環境づくり

- ・保健センター内での絵本コーナーの充実と利用の促進を図ります。
- ・9～10か月児健康診査時におけるブックスタート事業（読み聞かせ、絵本の紹介、図書館利用案内など）を町立図書館との連携により継続して実施します。
- ・子育てと読書に関わる情報の掲示を行うなど、啓発活動を行います。

○ 子育て事業における読書環境づくり

- ・子育て支援センターの絵本コーナーの充実と利用の促進を図ります。
- ・ボランティアの協力も得て、子育て支援センター内での絵本の読み聞かせ事業を活性化させます。
- ・絵本を通した親子のふれあい、子ども同士のふれあい、親同士のふれあいが楽しめるような時間を設定します。
- ・講座の開催など、保護者への啓発活動を町立図書館との連携により行います。
- ・放課後児童クラブでは、町立図書館の団体貸出なども利用し、児童書コーナーの充実と利用の促進を図ります。

○ 保育所、幼稚園における読書環境づくり

- ・絵本コーナーを充実させ、幼児や保護者が本を自由に手にとり、貸出もできるようにします。
- ・傷んだ本を修理したり買い替えをしたりして、絵本コーナーの資料整備に努めます。
- ・季節ごとに絵本コーナーの展示を工夫したり、「園だより」「絵本だより」などに年齢に応じた絵本を紹介したりして、保護者へ読書活動の啓発を行います。
- ・保護者やボランティアと協力して読み聞かせや本の修理などを行い、絵本を大切にする心を育てていきます。
- ・絵本にあまり興味を持たない子どもも読む機会を持つような取組を行います。
- ・絵本の読み聞かせや紙芝居などを日常的に行い、発達段階に応じてクラス別に「おはなしタイム」を設定します。
- ・親子で絵本に親しむイベントや絵本の講習会などの保護者向けの取組も実施します。
- ・アンケートを実施するなど、読書環境の把握に努めます。
- ・図書館の団体貸出制度を活用し、より多くの本を楽しむ機会を提供します。

○ 町立図書館における読書環境づくり

- ・毎週土曜日に「おはなし会」、毎月第1水曜日に乳幼児が親子で参加できる「おひざにだっこ ちいちゃいちゃいおはなし会」を継続して開催します。
- ・乳幼児連れの方にも気兼ねなく来館してもらえるように「赤ちゃんタイム」を引き続き設定します。
- ・子どもの読書環境づくりの観点を踏まえて、移動図書館車の活用を検討します。
- ・子どもへの読書案内として作成しているおすすめ本紹介冊子については、すでに作成した年代向けの冊子のほかに、他の年代向けの冊子も作成します。
- ・点字絵本やＬＳブックなどのバリアフリー図書も含め、資料の充実に努めます。
- ・傷んだ本の修理や買い替えなど、引き続き資料整備を進めます。
- ・子どもの読書意欲を高め読書習慣を養うために、読書週間の行事や読書手帳の定着化に取り組むなど、子どもの読書活動を促進する取組を企画・検討します。
- ・大型絵本やエプロンシアターなど、行事用資料の充実と活用促進を行います。
- ・情報通信技術を効果的に活用するなど、障害の有無にかかわらずすべての児童に向け、図書館利用を促進する事業を検討します。

○ 町立図書館と、関係機関・施設、学校との連携

- ・子どもが関わる機関や施設の読書環境整備の推進について、団体貸出制度の活用や選書への協力、リユース本の提供などによる積極的な支援を行います。
- ・家庭における読み聞かせや子どもの読書についての啓発活動を行政や関係機関などと連携して推進します（啓発パンフレットの配布やキャンペーン、ブックスタート、タイアップ行事の実施など）。
- ・団体貸出制度の活用や、学校図書館司書への支援などによる学校との連携を推進します。
- ・本の修理や装備などに関する研修会を企画するなど技術的支援を行います。

○ ボランティアの参加

- ・子どもの読書に関わるボランティアを増やすため、ボランティアを養成する機会や読み聞かせの技術を研鑽する機会などを増やします。
- ・ボランティア同士が交流し、情報交換できる場の創出を図ります。
- ・ボランティア団体の参画が一層実りあるものとするため、子育て支援センターや保育所などの関係者間で協議と調整を図ります。

5 第四次整備計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

6 第四次整備計画の推進と検証について

第四次整備計画でも、第三次整備計画に引き続き、家庭、学校、地域の三者が相互に連携し、社会全体で読書環境づくりを推し進めていく必要があります。

そのために、「学校図書部会」と「地域・家庭部会」の各部会においては、基本方針に基づいてより具体的な方策を検討しながら、積極的に取り組んでいくこととします。

また、進捗状況については、毎年各部会で活動内容や実施状況などを検証することとし、その内容を「精華町子どもの読書環境づくり推進協議会」において報告し、状況に応じて見直しを行いながら、整備計画を推進していきます。

※第四次計画を進めるにあたっては、国、京都府やその他関係機関の情報なども広く収集し、参考にしながら、より実効性のあるものにしていかなければなりません。以下に国、京都府やその他関係機関のホームページを記します。

- 文部科学省 図書館の振興 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/
図書館の振興に向けた取組や全国の様々な事例などを情報提供。
- 国立国会図書館国際子ども図書館 <http://www.kodomo.go.jp/>
わが国唯一の国立の児童書専門図書館。国内外の児童書とその関連資料を活用して、子どもの本に関わる活動や調査研究を支援。全国の学校図書館に対してセット貸出も実施。
- 京都府教育委員会 <http://www.kyoto-be.ne.jp/>
京都府の子どもの読書活動推進に係る業務を所管。「京都府子どもの読書活動推進ページ (http://www.kyoto-be.ne.jp/syakyou/cms/?page_id=67)」
「京都府子どもの読書活動推進計画ページ (http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/index.php?page_id=132&_layoutmode=on)」を運営。
精華町は山城教育局(<http://www.kyoto-be.ne.jp/yamasiro-k/cms/>)が管轄。
- 京都府立図書館 <http://www.library.pref.kyoto.jp/>
京都府の中核的公共図書館。市町村立図書館などの図書館サービスや学校などとの連携による子ども読書活動の推進を支援。
- 一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団 <http://www.iiclo.or.jp/>
旧大阪府立国際児童文学館。児童文学など児童文化に関する図書その他の資料の収集、保存、提供や研究などの諸事業を実施。
- 公益社団法人 日本図書館協会 <http://www.jla.or.jp/>
公共図書館、学校図書館をはじめ、各種図書館や読書施設の進歩発展を図ることを目的に、調査、研究、研修会の開催や支援活動などを行う全国組織。
- 公益社団法人 全国学校図書館協議会 <http://www.j-sla.or.jp/>
学校図書館の充実発展と青少年読書の振興を図るための活動を行っている団体。

